

岡星寮における不適切な支援・虐待について

昨年の夏、障害者虐待防止法に基づき、岡星寮で不適切な支援ないし虐待が行われているとの通報が岡山市へなされました。

1：通報の内容

市からの連絡によれば、通報の内容は、

- ①職員が利用者に縫いぐるみを放り投げて渡していた。
 - ②職員がベッドに腰掛けている利用者の足首を掴んで揺らしていた。
 - ③利用者の身体に痣が出来ていても原因究明がなされていない。
- というものでした。

2：岡山市の調査

通報を受けて岡山市が職員に聴き取り調査を行った結果、職員からは、食事支援の際、利用者の口いっぱい食べ物詰め込んでいる、利用者に対し威圧的な大声を発している等の回答があったとのことで、これらは職員に専門的な知識・意識が欠けていることが原因であるとされました。

また、不適切な支援を見ても誰も注意しない、お互いに話し合えるような雰囲気ではない、虐待防止のマニュアルはあるが機能していない等の回答があったとのことで、これらは組織の統制が不十分であることがその原因であるとされました。

調査結果を受けて、岡山市から、改善計画を取りまとめて提出するよう指導がありました。

3：岡星寮の対応

- (1) 令和4年4月から虐待防止委員会の設置が義務づけられることもあり、岡星寮では令和4年3月末に職員アンケート調査を行った結果、職員倫理規程に抵触するような不適切な支援が見受けられることは認識していました。

従来から年間の研修計画に基づいて職員研修を行っていたにもかかわらず不適切な支援が見受けられるということは、実効性のある研修が出来ていなかったものと考えられ、令和4年度にはアンケート調査で把握した問題点を一つひとつ検討し改善する取組を進めようとしていましたが、施設の建替工事に係る事務が輻輳し、通報があった旨の連絡を岡山市から受けるまで、具体的な改善の取組ができていませんでした。

- (2) 岡山市の指導を受けて職員で検討を重ね、別添のとおり改善計画をとりまとめましたが、虐待はもとより、不適切な支援も、利用者に対する敬意に欠けるもので、決して許されないこと、あってはならないことであると真摯に反省しています。

また、利用者の体に痣が出来ることを、視覚に障害があるから物にぶつかるのは仕方ないと安易に考えず、入浴の際、必ずボディチェックを行っ

て記録し、原因究明に努めるようにしています。

- (3) 今回のことを契機に、私たちは何故、福祉の仕事を志したのかの原点に立ち戻り、盲重複障害の利用者がどのような困難を抱えているかを、謙虚に学び直さなければならないと考えています。

個々の利用者に対する支援の仕方も、良い点・悪い点を職員が相互に遠慮なく指摘し合えるような、風通しの良い職場づくりを進めていきます。

- (4) 以上の取組は長い年月を経て築かれてきた組織風土を変えようとするものであり、相応の年数を要すると見込まれます。また、職員が自分の家族と過ごす時間より利用者と一緒にいる時間の方が長く、利用者の些細な変調にも気づきやすいという長所を損なうことがないように、慎重に取り組んでいく必要もあります。

- (5) もちろん、それを改善の取組が進まない言い訳にはなりませんし、そんな積もりもなく、私たちは引き続き改善に取り組み、具体的な改善状況を定期的に公表してまいりますので、利用者やご家族をはじめ皆様方には私たちの取組を見守り、率直な批判、叱咤激励を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- (6) なお、不適切な支援があったことに対する責任の所在を明らかにし、きちんとしたけじめをつけるため、寮長、生活支援課長、生活支援主任及び不適切な支援を行った職員については、令和4年12月支給の勤勉手当(賞与)を20%カットするとともに、令和5年1月1日付けの定期昇給を見送っています。

また、虐待や不適切な支援はあってはならないことですが、今後においてももしそのようなことがあれば、厳正に対処してまいります。